

令和5年9月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

使用料等改定対象施設一覧表

厚生委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No
1	秋田市河辺総合福祉交流センター条例	福祉総務課	秋田市河辺総合福祉交流センター		三世代交流ホール	50%	22,000	13,252		13,200	1
2					高齢者カルチャールーム	50%	4,400	3,228		2,600	1
3					調理実習室	50%	4,400	2,443		2,600	1
4					健康学習室	50%	4,400	1,063		2,600	1

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (福祉保健部)

- 1 名称 河辺総合福祉交流センター
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字上前田表6番地1
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
- (2) 面積 2,110.69㎡
- (3) 開設年月 平成11年6月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,989人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	現行使用料	改定使用料
施設	三世代交流ホール	1室1回につき	22,000円 (5,500円)	13,200円 (3,300円)
	高齢者カルチャールーム		4,400円	2,600円
	調理実習室		(1,100円)	(650円)
	健康学習室			

※ 1回の使用時間は、連続する4時間。

※ 使用料中、()内は1時間あたりの延長料金。

4 施設写真



地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標（案）について

1 第3期中期目標の設定について

現在の中期目標の内容を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や法人の現状を踏まえ、「2 変更事項」のとおりとする。

2 変更事項

項目	第3期（案）
前文	第2期の総括および現在の状況を更新
第1 中期目標期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日
第3-1 経営企画・分析力の向上	外部アドバイザー活用の検討を追加
第3-3 効率的な診療体制の推進	効率的な診療体制の「構築」を「推進」に修正
第3-4 医業収入の確保	第3-5と順番を入替 病床利用率の向上を追記
第3-5 経費の節減	第3-4と順番を入替
第4 財務内容の改善に関する事項	経常収支の黒字を堅持から中期目標期間中に黒字化を図ることに修正
第5-3 人事制度の運用等	「新たな人事制度」を「人事制度」に修正
第5-3-(1) 人事評価制度の運用等	「新たな人事制度」を「人事評価制度」に修正
第5-3-(2) 就労環境の整備	医師の働き方改革を踏まえた適切な制度運用を追加
(第5-4 病院改築)	項目を削除

3 今後のスケジュール

9～10月 パブリックコメント等の実施

10月下旬 評価委員会からの答申

11月定例会 議案（中期目標を定める件）提出

※6年2月定例会に議案（中期計画を認可する件）を提出

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標（案）

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行した。

市立病院は、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする中期目標（以下「第2期中期目標」という。）の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、令和4年10月には新病院を開院し、高度・専門的な医療の提供等をさらに充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行が病院の運営に与えた影響は大きく、従来の高度・専門医療等の政策医療を提供しつつ、感染者の入院病床の整備や、発熱外来の実施など同感染症への対応を積極的に行い、市民の安全・安心に大きく貢献したが、長引くコロナ禍による患者受診控えや、院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止等の影響により経営環境は厳しく、新病院への移設等による費用の増嵩もあることから、今後の収支状況の改善は、喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症や、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況や疾病構造の変化に対応した地域医療の確保が求められている。

こうした社会情勢の変化や第2期中期目標期間で達成した成果、秋田県医療保健福祉計画や秋田県地域医療構想等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

秋田周辺医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性は低い公的医療機関として担うべき医療の提供

公的医療機関として、結核・精神・感染症等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急を引き続き実施し、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な

医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。また、患者満足度調査の実施および結果の分析により、業務運営の改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉および介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。また、必要に応じて、外部アドバイザーの活用についても検討すること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の推進

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制を推進すること。

4 医業収入の確保

病床利用率の向上や、診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。

5 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、安定した財務基盤を確立すること。また、このことにより中期目標期間中

に経常収支の黒字化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。

2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

3 人事制度の運用等

(1) 人事評価制度の運用

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討すること。

(2) 就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働き続けることができる就労環境の整備に努めること。また、医師の働き方改革を踏まえ、適切な制度運用を行うこと。

第5次秋田市地域福祉計画および第6次秋田市障がい者プランの 策定スケジュールについて

7月14日からの豪雨災害への対応を優先して実施しており、標記計画の素案策定作業に着手できていないことから、今後の策定スケジュールを変更しようとするもの。

当初の予定では、策定の段階ごとに9月議会で素案、11月議会で原案を説明することとしていたが、現計画の計画期間が令和6年3月までであり、標記計画を令和6年3月までに策定する必要があるため、原案作成後、11月議会で説明する。

策定スケジュール（変更後）

時 期		内 容
令和5年	10月	第2回障がい者専門分科会
	11月	関係団体ヒアリング（地域福祉計画・意見聴取） 第2回地域福祉専門分科会（原案説明） 第3回障がい者専門分科会（原案説明）
	12月	11月議会厚生委員会（原案説明） パブリックコメント（地域・障がい）
令和6年	2月	地域福祉および障がい者専門分科会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）
	3月	2月議会厚生委員会（成案説明） 策定・公表

* 太字が変更箇所

第11次秋田市高齢者プランおよび第9期秋田市介護保険事業計画の骨子案について

1 概要

老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画とするもの。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

2 骨子案

プランの策定に当たっては、老人福祉法および介護保険法により定めるものと規定されている事項をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえて取り組むべき施策・事業を盛り込むとともに、国が示す基本指針（厚生労働大臣が定めるものであり、市町村が介護保険事業計画を策定する上でのガイドラインとなるもの）に即して内容を精査することとする。

◆構成

第1章 プラン策定の目的
1 プランの策定にあたって 策定目的、策定方針とプロセス
2 プランの概要 計画期間、位置付け、推進体制など
第2章 プランの体系
1 基本理念
2 基本目標
3 施策の体系
第3章 プラン策定の背景
1 人口等の動向 総人口、要介護認定者、高齢化率など
2 日常生活圏域
3 高齢者を取り巻く現状 ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果
4 関係法令等の改正内容

第4章 取り組む施策・事業	
1	エイジフレンドリーシティの実現
2	地域包括ケアシステムの構築
3	在宅医療・介護連携の推進
4	認知症施策の推進
5	権利擁護の推進
6	介護予防・健康づくり施策の充実
7	生活支援サービスの充実
8	生きがいづくりと社会参加の促進
9	介護保険サービスの質と量の確保
10	介護給付等に要する費用の適正化
11	災害に対する取組
12	感染症に対する取組
第5章 給付費等の推計と保険料の算定	
1	第8期計画における給付費等の実績
2	今後の給付費等の見込量
3	介護保険料の算定

※第4章に新たに記載することを検討している内容

- ・【1 エイジフレンドリーシティの実現】
第3次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（令和4年3月策定）を踏まえた施策の推進
- ・【4 認知症施策の推進】
国の認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・【7 生活支援サービスの充実】
家庭における介護の負担軽減
- ・【9 介護保険サービスの質と量の確保】
介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・【11 災害に対する取組、12 感染症に対する取組】
業務継続計画（BCP）策定の義務化、策定支援

3 策定スケジュール（予定）

時 期	内 容		
令和5年	5月	第1回社会福祉審議会全体会（諮問） 第1回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（概要説明）	終了
	6月	厚生委員会（概要説明）	
	8月	第2回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（骨子案説明）	
	9月	厚生委員会（骨子案説明）	
	11月	第3回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（原案説明）	
	12月	厚生委員会（原案説明） パブリックコメント	
令和6年	2月	第4回高齢者専門分科会・介護保険運営協議会（成案最終確認） 第2回社会福祉審議会全体会（答申）	
		3月	

川口デイサービスおよび河辺デイサービス事業の廃止について

1 デイサービス事業の概要

川口デイサービスセンターおよび河辺デイサービスセンターは、平成29年4月1日に、本市から下記の社会福祉法人に民間移管した老人デイサービスセンターであり、移管前も当該法人が指定管理者となり運営していたものである。

なお、建物と設備、器具備品については、民間移管の際に無償譲渡している。
(当該センターの土地は有償貸付)

	川口デイサービスセンター	河辺デイサービスセンター
所在地	檜山登町10番64号	河辺三内字外川原34番地2
運営法人	社会福祉法人晃和会	秋田市社会福祉協議会
定員	25名	30名
構造等	鉄筋コンクリート造平屋建て	
開設日	平成7年10月1日	平成9年1月20日

2 廃止理由および廃止日

当該法人から、利用者の減少などにより事業収支が悪化し運営が困難であるため、以下の日をもって廃止したい旨、本市に協議があった。

	川口デイサービスセンター	河辺デイサービスセンター
事業廃止日	令和5年9月30日	令和6年3月31日

移管に際し締結した協定書では、移管後10年（令和8年度まで）以上、老人デイサービス事業を継続実施することとしているが、法人の状況を勘案すれば廃止はやむを得ないと判断したものである。

なお、川口デイについては、開所以来の赤字額に加え、7月の豪雨災害により被災し、復旧費用もかかり増しになることから、早急な事業廃止となったものである。

3 今後の手続き

当該法人では、事業廃止に当たって必要となる事項について丁寧に進めることとしており、本市においても、これらの手続きが遺漏なく行われるよう必要に応じ助言していく。

- ・利用者とその家族に対する説明
- ・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関との調整
- ・利用者の他事業所への移管
- ・従事者の異動（法人内異動）
- ・法令上の事業廃止手続き…など